

# 第2期 那須塩原市環境基本計画 【改定版】

## 計画改定の背景

私たちは今、「生物多様性の損失」、「気候変動」、そして「環境汚染」という、地球規模の深刻な『三重の危機』に直面しています。

本市においても同様に、「生態系の破壊」、「生物多様性の損失」、「特定外来生物の侵入」、「猛暑や集中豪雨」、「環境汚染」など、地球規模の深刻な「三重の危機」を受けた環境の損害や被害が見受けられます。

これらの損害を「回復・再生」し、現在の美しい豊かな自然を「維持・保全」していくためには、行政と多様な主体が一体となり、様々な取組を進めていくことが必要不可欠です。

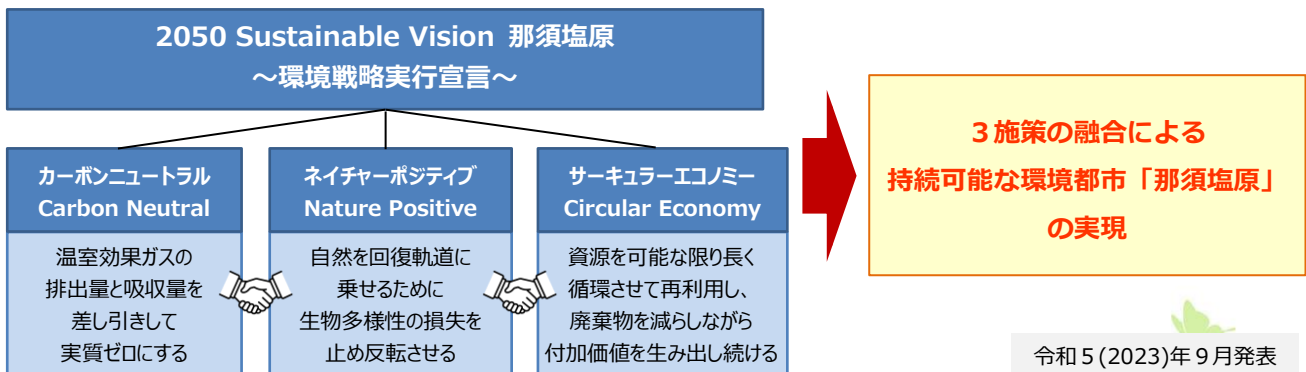
このような状況を踏まえ、本市では、「ネイチャーポジティブ（生物多様性の回復）」、「カーボンニュートラル（脱炭素社会の実現）」、「サーキュラーエコノミー（循環社会への移行）」の3つを柱として、これらに関する施策を相互に連携して取り組み、その相乗効果をもってそれぞれの目標の同時達成、課題の同時解決を図るとともに、「持続可能な環境都市」の実現を目指し、「2050 Sustainable Vision 那須塩原～環境戦略実行宣言～」を発表しました。

地球規模の深刻な危機や私たちを取り巻く様々な環境課題に、市、市民、事業者、各種団体、関係機関などの多様な主体が自主的に関わり、共通認識のもと一体となって取り組むための方向性を示すものとして本計画の改定を行いました。

## 2050 Sustainable Vision 那須塩原 ～環境戦略実行宣言～

本市では、これら「ネイチャーポジティブ」、「カーボンニュートラル」、「サーキュラーエコノミー」を環境政策の3つの柱として推進していくため、2050年における本市のあるべき姿とその取組を、「2050 Sustainable Vision 那須塩原 ～環境戦略実行宣言～」(本市の「ネイチャーポジティブ宣言」)として宣言しました。

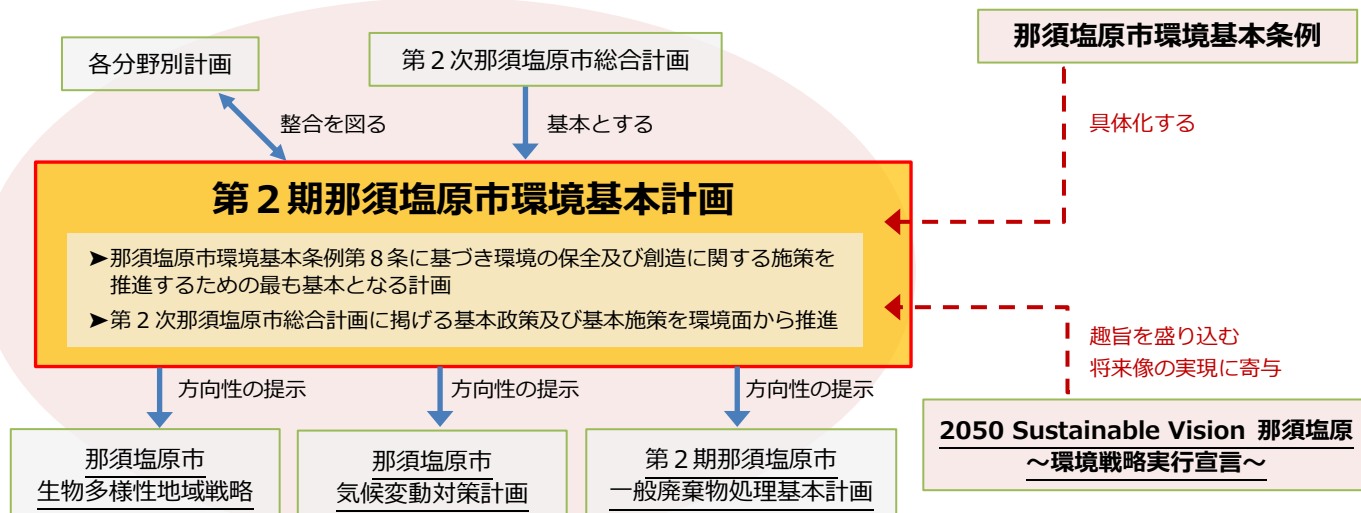
これら3つの柱の取組の相互連携により相乗効果を生み出し、それによりそれぞれの環境課題の同時解決や目標の同時達成を図り、『持続可能な環境都市「那須塩原」』の実現を目指します。



## 計画の役割

「2050 Sustainable Vision 那須塩原 ～環境戦略実行宣言～」で掲げる3施策の統合的な推進による相乗効果の創出とそれによる持続可能な環境都市の実現に向け、**それぞれの主体が進むべき大きな方向性を示すもの**です。

## 計画の位置付け



## 計画における各主体の役割と責務

市、市民、事業者、各種団体、関係機関等がそれぞれの役割を果たしながら、関連する全ての主体が持続可能な社会を実現するために**同じ方向を向いて連携・協働していくことが重要**です。

それぞれの主体がその責務を全うすることで、課題解決や目標達成に向けた相乗効果の創出に寄与します。

## 計画の対象範囲

那須塩原市環境基本条例第7条に基づき、本計画が対象とする環境の範囲を次のとおりとします。

- ◇ 自然環境の保全
- ◇ 気候変動影響への対応
- ◇ 循環型社会の構築
- ◇ 生活環境の保全（公害防止等）
- ◇ 快適環境の保全

## 計画の期間

改定後の目標達成状況の管理、各施策の進捗管理や効果検証を実施するに当たり、5年間のモニタリング期間を確保するため、**令和12（2030）年度まで**（延長）とします。

なお、計画の進行過程において施策等の達成状況を検証し、必要に応じて見直しを行います。

## 市の将来像



## 施策体系

環境項目		望ましい環境像	基本施策
1	自然環境の保全	市民が幸せに 地域が元気になる ネイチャーポジティブなまち	①生物多様性の回復と保全 ②生態系サービスの活用による付加価値の創出 ③多様な主体による参画と貢献
2	気候変動影響への対応	市民一人ひとりの力で 未来を拓く カーボンニュートラルなまち	①温室効果ガスの排出量削減（緩和策） ②気候変動による被害の回避・軽減（適応策） ③市民や企業による参画
3	循環型社会の構築	サーキュラーエコノミーで 付加価値を生むまち	①環境負荷の低減と、地域内経済循環による付加価値の創出
4	生活環境の保全	環境と経済が調和し 心豊かに暮らせるまち	①安全・安心な市民生活の実現
5	快適環境の保全	快適空間で人がつながる 魅力あふれるまち	①安全・安心で快適なメリハリのあるまちづくり ②景観の保全

## 基本施策・主な事業

### 1 自然環境の保全

#### 基本施策：①生物多様性の回復と保全

##### ■保護地域の拡張

- ・企業や各種団体との連携・マッチング等による自然共生サイト認定の推進
- ・生物多様性保全に資する地域の拡大

##### ■希少野生動植物の保護、外来生物の防除、鳥獣被害への対策

- ・市民団体や関係機関と連携した希少種及び在来種の維持保全、植生回復等に向けた取組  
⇒広範囲にわたり生態系が保全された状態
- ・希少種保全、外来種防除、鳥獣被害対策等の一括実施による野生生物との共生社会の実現

##### ■里地里山を含む二次的自然環境の保全

- ・新規就農者確保に向けた支援や体制整備、スマート農業の普及促進や生産性向上等による農業者の確保  
⇒里地里山を構成する農地や雑木林などの二次的自然環境の保全

#### 基本施策：②生態系サービスの活用による付加価値の創出

##### ■国立公園の利活用の推進

- ・日光国立公園の利活用の促進による「那須塩原」のブランド確立
- ・関係機関との連携による誇れる国立公園づくり

## ■ 持続可能な産業の普及推進

- ・ 環境保全型農業、適切な森林管理、農地の水辺環境保全や多面的機能の創出などの推進  
⇒持続可能な産業の普及
- ・ ネイチャーポジティブに資する森林整備の推進
- ・ 森林の持つ災害防止機能や水源涵養機能などをはじめとする公益的機能の普及啓発

## ■ ネイチャーポジティブ経済の実現

- ・ 多様な主体による自然資本を守り活かす社会経済活動、すなわち「**ネイチャーポジティブ経済**」の実現
- ・ 生物多様性の視点を経営や企業活動に取り入れたネイチャーポジティブに寄与する経済活動への移行
- ・ 事業者、各種団体、関係機関等との連携による環境保全に配慮した社会経済活動の活発化

## 基本施策：③多様な主体による参画と貢献

### ■ 自然の価値の認識

- ・ 関係機関との連携により生物多様性に関する環境学習の充実
- ・ 自然の利活用を通じて地域活性化や人と人とのつながりが広がるまちづくりの実現

### ■ 多様な主体の連携による活動の推進

- ・ ネイチャーポジティブ那須野が原アライアンスを中心に、各主体の協働により自然環境を回復、再生、保全するための活動実施に向けた連携促進



## 2 気候変動影響への対応

### 基本施策：①温室効果ガスの排出量削減（緩和策）

#### ■ 地域の再生可能エネルギーの活用

- ・ 再生可能エネルギーの多角的導入、地域資源活用によるエネルギー地産地消の促進  
⇒地域における脱炭素化の実現

#### ■ 施設、設備の省エネルギー化の促進

- ・ 断熱や高効率設備の導入、電化による直接排出量の削減  
⇒地域全体の脱炭素化と持続可能な社会の実現

### 基本施策：②気候変動による被害の回避・軽減（適応策）

#### ■ 身近な適応策の推進

- ・ 気候変動情報の収集・分析や気候変動リスクの分析・予測
- ・ 積極的な情報発信による適応策の実践の促進  
⇒気候変動に起因する影響や被害の回避・軽減

### 基本施策：③市民や企業による参画

#### ■ カーボンニュートルなまちづくり

- ・ ゼロカーボンコンソーシアムやデコ活などを通じた事業者と市民の行動変容の促進  
⇒地域全体の脱炭素化の推進

### 3 循環型社会の構築

#### 基本施策：①環境負荷の低減と、地域内経済循環による付加価値の創出

##### ■ リユースやマテリアルリサイクルを中心とした資源循環の取組

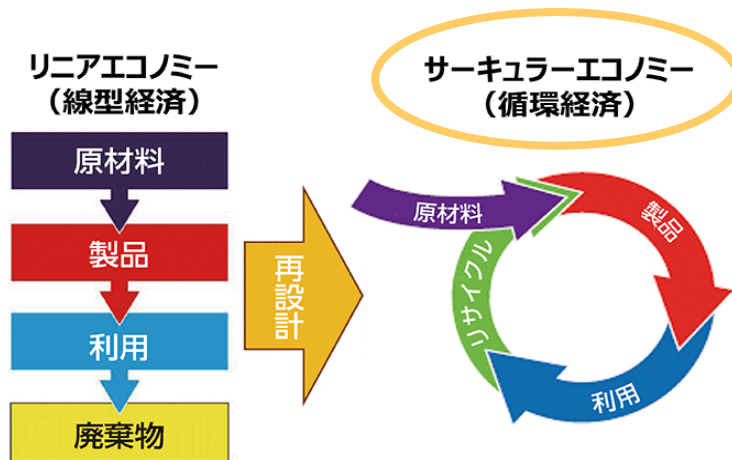
- ・ 拠点回収（エコステーション事業）の強化や官民連携によるリユース推進  
⇒資源の有効利用と循環経済に資する新たなビジネスモデルや企業連携の創出

##### ■ 不法投棄撲滅に向けた取組

- ・ 職員及び廃棄物監視員による徹底した監視・指導
- ・ 監視カメラや防止看板の設置、関係機関との連携強化等による不法投棄のない社会の実現

##### ■ 産業廃棄物処理施設の適正管理に向けた取組

- ・ 関係機関との連携による産業廃棄物処理施設の適正管理の徹底



資料：オランダ「A Circular Economy in the Netherlands by 2050 Government-wide Program for a Circular Economy(2016)より環境省作成

### 4 生活環境の保全

#### 基本施策：①安全・安心な市民生活の実現

##### ■ 大気・水環境の保全

- ・ 県と連携した公害防止対策の推進
- ・ ダイオキシン類等の大気環境、河川、地下水、工場排水等の継続的な水質調査  
⇒市民の健康と生活の質の維持向上

##### ■ 騒音・振動・悪臭の防止

- ・ 法令に基づく規制基準の監督、騒音・振動の測定調査  
⇒安全・安心で快適に暮らせる生活環境づくり

##### ■ 事業者等への助言・指導

- ・ 事業者等への適切な助言・指導による公害発生の未然防止及び地域の環境保全

##### ■ 放射能対策

- ・ 必要な放射線量測定等の継続による市民の不安払拭及び健康・安全の維持

## 5 快適環境の保全

### 基本施策：①安全・安心で快適なメリハリのあるまちづくり

#### ■多極ネットワーク型コンパクトシティの形成

- ・「那須塩原市都市計画マスタープラン」及び「那須塩原市立地適正化計画」で掲げる将来都市構造「多極ネットワーク型コンパクトシティ」の形成による持続可能な都市づくり
- ・安心して通行できる歩行空間整備、利用しやすい公共交通ネットワークの構築、空き家等の対策、生活排水による水質汚濁や悪臭の防止など
- ・各分野別計画（関連計画）に掲げる施策の推進による都市活動の効率化や市民生活の快適性向上

### 基本施策：②景観の保全

#### ■自然と都市の共生・調和

- ・「豊かな自然と調和した潤いと安らぎのある景観」、「魅力ある都市の景観」、「歴史・文化を継承した地域固有の景観」などの景観形成の推進  
⇒地域の魅力度向上や地域活性化への貢献

## 環境学習・環境保全活動の推進

### 基本施策：①普及啓発の推進

#### ■環境学習の推進

- ・各種環境をテーマにした学習機会の創出

#### ■人材育成の推進

- ・専門的知識を有する指導者や地域における環境保全活動のリーダー、自然解説指導者等の人材の育成

#### ■情報発信の充実

- ・市内の環境を取り巻く状況や各種環境テーマに関する取組等に関する情報発信

### 基本施策：②活動の支援及び促進

#### ■各種団体に対する支援

- ・市民団体、学校、事業所、各種団体の活動に対する支援の実施

#### ■関係機関との連携の促進

- ・関係機関による各種参加型プログラム等との連携、市民や事業者の参加促進

# 環境配慮行動指針

## ▼市民の行動指針

市民一人ひとりが、日々の暮らしの中で、環境のために配慮し、取り組むべき行動について紹介します。

油や生ごみ等を排水口に流さないようにします。	ペットのふんの後始末など、飼育のマナーを守ります。
エアコンは、定期的なフィルター清掃や室外機のメンテナンス（日よけカバーやすだれで室外機を直射日光から守る、室外機の周囲に物を置かず風通しを良くするなど）を行い、効果的に使用します。	地域の清掃活動に積極的に参加します。
なるべく同じ部屋で過ごし、空調や照明にかかるエネルギーを減らします。	自然観察会などに参加し、自然に対する意識向上に努めます。
環境にやさしい製品やサービスを選択します。	公共交通機関や自転車を積極的に利用します。
こまめに節電、節水を行います。	自動車に不要な荷物を積んだままにしないようにします。
新築、改築時には、住宅の省エネ化を図り、ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）の導入を検討します。	自動車を運転する際は、アイドリングを止め、急発進や急加速を行わないエコドライブに努めます。
食事は、作り過ぎや買い過ぎのないようにして、食品ロスを減らします。	電化製品を購入する際は、省エネ性能に優れたものを選択します。
ごみは分別し、決められた日時、決められた場所に出します。	FSC、MSC等の認証商品やエコラベル商品を選ぶようにします。
集団資源回収や、資源物の店頭回収などによるリサイクルに努めます。	輸送にかかるエネルギーを削減するため、地産地消に努めます。
むやみに野生動植物を採捕したり、外来種を外に放つことがないようにします。	食品ロス問題の現状を踏まえ、食材は必要な分だけ買い、食べる分だけを作るようにします。
野生動物にエサを与えるなど、生態系を壊すようなことはしません。	過剰な包装は控え、ごみの排出抑制に努めます。
雨水の有効活用に努めます。	マイバッグ、マイボトルを持参して、レジ袋やペットボトルの削減に努めます。
グリーンカーテンや打ち水など、夏を涼しく過ごす工夫に努めます。	再生可能エネルギー由来の電力の購入に努めます。
たばこやごみのポイ捨てはしません。	使い捨ての商品ではなく、詰替えや再生品を選ぶようにします。

## ▼事業者の行動指針

事業者が、事業活動において配慮し、取り組むべき行動について紹介します。

自然共生サイトの認定を目指します。	農業用資材等を処分する際は、法令やルールに従い適正に処分します。
開発を行う際は生物多様性の保全に配慮します。	不要な照明や空調を消して省エネに努めます。
騒音や振動、悪臭等の発生源に対して対策を行い、周辺環境に配慮します。	食品ロスについて、廃棄量を減らす工夫をしつつ、堆肥化など有効活用に努めます。
雨水や一度使用した水の有効活用など、節水対策に努めます。	高効率機器の導入を進め、省エネを図ります。
夜間、不要な光が外に漏れないように努めます。	販売時のプラスチックの仕様や過剰な包装を抑制します。
クールビズ、ウォームビズに取り組み、空調は無理のない範囲で控えめに設定します。	食品トレーの回収ボックス設置など、リサイクルを推進する取組を実施します。
デジタル化を推進し、紙の使用量や廃棄量を抑えます。やむを得ず紙を使用・廃棄する場合は、ごみの分別、資源の再利用や再資源化に努めます。	化学物質の適正な管理を行います。
グリーン調達基準に適合した商品、エコラベル製品を積極的に利用します。	事故や災害による環境汚染を未然に防ぐため、事前に対策を講じます。
再生可能エネルギー由来の電力を積極的に利用します。	配管の断熱化等により、エネルギー効率を向上させます。
自動車を運転する際は、アイドリングを止め、急発進や急加速を行わないエコドライブに努めます。	廃棄物の少ない生産方法の検討や副産物の有効活用検討など、廃棄物削減の取組を進めます。
自動車を購入する際は、EV・PHEV等の環境配慮型の車を選ぶようにします。	分別・リサイクルしやすい商品の開発に努めます。
所有する建物や敷地周辺の緑化を図るとともに、希少野生動植物種の保全に努めます。	梱包材等に使用する資材の発生を抑制し、再利用及び再生利用に努めます。
事業所の新築や改築時には、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）化を検討します。	建設機械の騒音や振動など、周辺に著しい影響を与えないよう努めます。
従業員に対する環境教育に取り組みます。	建築廃材や土砂の適切な処理に努めます。
適切な間伐を行い、健全な森林の保全、森林の荒廃防止等に努めます。	地元産木材の利用に努めます。
環境保全型農業の推進に努めます。	配送ルート効率化等により、燃料の削減に努めます。
地元の食材を地元で消費する地産地消を進めます。	車両の整備を適切に行います。

## 地域別環境配慮指針

総合計画に掲げる土地利用構造に準じ、4つのエリアに区分し、エリアごとに環境に配慮した行動を明らかにします。

エリア	推進内容
市街地エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 市民生活や事業活動に起因する苦情に迅速かつ適切に対応し、安全・安心な市民生活を守ります。</li> <li>◆ 那須塩原市立地適正化計画による効率的で持続可能な都市づくりや、コンパクトなまちづくりと一体となった地域公共交通ネットワークを推進し、集約型都市構造への転換を図ります。</li> <li>◆ 公共下水道や合併処理浄化槽等の計画的な整備・普及を推進します。</li> </ul>
フロンティアエリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 計画的な土地利用を推進し、自然との共生を図ります。</li> <li>◆ 無秩序な森林伐採の防止に努めます。</li> <li>◆ 那須塩原市土砂条例等に基づく指導等により、地下水、土壌の汚染を防止します。</li> <li>◆ 大規模な建築物や屋外広告物に対する適切な指導により、自然と調和した景観の維持を図ります。</li> <li>◆ 産業振興と連動した再生可能エネルギーの導入を検討します。</li> </ul>
農業・集落エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 関係者との連携により、農業生態系の保全・回復を図ります。</li> <li>◆ 農道、水路等の保全活動を実施し、農村環境の向上を図ります。</li> <li>◆ 土地改良事業の実施に当たっては、環境との調和や生物多様性の保全に努めます。</li> <li>◆ 遊休農地の把握と有効活用を努めます。</li> <li>◆ 有機農業等の促進、家畜排せつ物等の堆肥化及び適正な散布・土壌還元等の促進により、環境に配慮した農業を推進します。</li> <li>◆ 農地、平地林、水辺空間等を保全し、自然環境や良好な景観の維持に努めます。</li> </ul>
山間・観光エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 関係法令の適切な運用により、豊かな自然環境の保全に努めます。</li> <li>◆ 外来種の防除と在来の生態系の回復に努めます。</li> <li>◆ 湿原や湧水地等の優れた水辺環境の保全を推進するとともに、その活用を図ります。</li> <li>◆ 温泉の集中管理により、温泉資源の効率的な利用及び保護を図ります。</li> </ul>



### 第2期那須塩原市環境基本計画 【改定版】

令和8(2026)年 3月

那須塩原市 環境戦略部 ネイチャーポジティブ課  
 〒325-8501  
 栃木県那須塩原市共墾社 108 番地 2  
 電話：0287-62-7141 FAX：0287-62-7202  
[www.city.nasushiobara.tochigi.jp](http://www.city.nasushiobara.tochigi.jp)